

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

別紙

【意見公募対象一覧】

意見募集対象		根拠規定
(1)	特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件（平成元年郵政省告示第49号）の一部を改正する件（令和8年総務省告示第282号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の14
(2)	800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（令和8年総務省告示第283号）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の37第7号
(3)	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)で規定する人体にばく露される電波の許容値に係る総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（令和元年総務省告示第31号）の一部を改正する件（令和8年総務省告示第285号）	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第14条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号及び第3号
(4)	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第9条の規定に基づく識別信号の条件等及び同規則第36条の規定により同規則第9条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件（平成6年郵政省告示第424号）の一部を改正する件（令和8年総務省告示第284号）	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第9条
(5)	電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第31条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件（平成6年郵政省告示第72号）の一部を改正する件（令和8年総務省告示第286号）	電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第31条